

で、ご理解頂きたいと思います。

安全面等、十分に注意して工事を進めてまいる所存でございます。

その他と致しましては、老朽化した「高速艇ちぶ」の後継船建造を7年度の早い時期に着工し、年度内に完成する予定でございます。

患者輸送艇としての役割や抜港時の人流・物流に対応する本村にとっては欠かせない重要な船舶でありますので、私としては完成前とはいえ、待ち遠しく思っているところでございます。

⑨ 財政運営の健全化について

令和7年度も基金を取り崩しての予算編成にあたることを余儀なくされております。

また、人件費や委託料、負担金、公債費など削減が難しい項目の総歳出額に占める割合は依然として高い状況であります。

特に、今後は「フェリーしらしま」後継船に始まる3隻のフェリー後継船の建造や超高速船レインボージェット改修、そして広域消防のシステム改修

等の広域的な負担金増の他、国が進める行政DX化に伴うシステム改修費用等、削減が難しい支出がございますので、本村独自の事業執行にあたっては、緊急性・必要性を十分に見極めると共に、地域活性化と住民福祉向上とのバランスを見極めた事業展開を心掛ける必要があると考えます。

何れに致しましても、地方を取り巻く環境が、益々激しくなる情勢にはございますが、知夫村の維持・活性化に向け、慎重な財政運営に心掛ける所存でありますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

議会だより

3月定例会概要

一般質問 山本英樹議員

Q1 ホテル知夫の里並びにレストハウス神島の取り組みについて

知夫村の基幹産業であるホテル知夫の里、レストハウス神島においても、「人手不足」は深刻化し、ホテルの土日の休業、夕食、オードブルをはじめとするサービスの低下や中止が余儀なくされていますが、専門的な知見や経

村長

ホテル知夫の里につきまして、職員の退職や産休等により2月より土日営業を停止しております。

村民の皆様をはじめ、多くの利用者に多大なるご迷惑をお掛けしているこ

とを大変申し訳なく思っておるところでございます。

現在、通常営業に向け努力しているところでございます。

人員確保につきましては、現在、パート職員の確保が出来たほか、4月からは、大人の島留学生の受入れ見込みの目途が立ちましたので、最低限の人員は確保できると考えている所です。

また、課題の夕食の提供につきましては、先般、知夫里水産の協力により試食会を行いまして、セントラルキッチン方式による食事提供が可能という結果を得ることができたところでです。

若干の準備を要しますが、3月中には夕食提供も可能となり、遅くとも4

月中には通常営業に戻せるものと思っております。

次に、組織体制の充実、資質的向上につきましては、令和7年度予算において、総務省の地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、専門的な知見や経験がある方を採用して、そうした部分の充実等を図りたいと考えております。

レストハウス神島につきましては、公募により決定致しました「合同会社島守ちぶり」による営業を今月中にスタートさせる予定でございます。

当面は昼食のみとなりますが、人員が確保でき次第、夜の営業も行う予定のようでございますので、ご利用頂け

ればと思います。

最後に、本村で唯一のホテルであるホテル知夫の里は、本村宿泊施設の中心であり、数少ない職場の一つであること、そして村内産業に与える影響等を考えますと施設の維持・発展は欠かせないものと考えておりますので、株主を含めた取締役間で慎重に議論して方向性を出したいと思っています。

Q2 水産振興の取り組みについて

各町村では、島根県や地元の自治体
が漁師の定住支援を行う中、知夫村に
おいても新規漁業者による一本釣り、
イワガキ養殖をはじめ、新たな取り組
みとして板ワカメの養殖製造などに挑
戦をしています。

今後は新規就業者をはじめ水産業の
発展に取り組む漁業関係者との意見集
約を行う中において、更なる水産振興
を図る必要があると考えられますが、
今後の水産振興の取り組みについて、
村長の考えを伺います。

村長

水産業の振興を考える上で重
要視するべき事項の一つに、担
い手の確保と付加価値を付けた
新商品の創出があると考えております。

現在、本村で取り組まれている養殖
ワカメの生産・加工による商品開発、
そして新規に漁業に参入された方が一
本釣りやイワガキ養殖に取組まれている
ことは今後の村の水産業を考えると
非常に頼もしく、今後の成長に大きく
期待するところであります。

次に、水産業振興を目指した漁業者
との意見交換については、次期総合戦
略策定に向けて必要でございますので、
その中で漁業関係者を中心とした島民
の皆様方とよりよい戦略の策定に向け
実施したいと考えておりますので、そ
の際にはよろしくお願い致します。

また、担い手支援や新産品開発と
いった点も同様に、水産関係者等との
協議を重ね、方向性を共有した具体的
な戦略構築を図りたいと思います。

いずれに致しましても、村の基幹産
業である水産業の振興・発展を図るた
め、今後も協議を重ねながら尽力する
所存でありますので、ご理解頂ければ
と思います。

Q3 ふるさと納税の取り組みについて

令和6年12月実績において、昨年の
2倍の約1400万円の収入を得てお
り、知夫里水産の天然クエ鍋など地元

資源を使用した返礼品の開発が進み多
くの商品が発送されています。

更なる商品販売拡大については、豊
かな資源を活用した人気のある商品開
発により、観光協会をはじめ関係団体
とのネットサイトによる情報発信を活
用した商品販売体制の強化や宅配業者
の取り扱いの充実など、収益拡大のた
めの取り組みについて、村長の考えを
伺います。

村長

令和6年度の納税額は、現時
点で1375万円となっております、
昨年度と比べて約2倍となつて
おります。

人気となつている商品には、サザエ・
岩ガキに加え、知夫里水産(株)の海
産物やグラスフェットビーフなどがあ
るようでございます。

ふるさと納税額が増えることは、自
主財源の乏しい本村にとって、村の収
入源という捉え方をすれば、大変望ま
しい制度と捉えているところでです。ま
た、知夫村の認知度アップや地元業者
の販路拡大にも繋がりますので、今後
も充実を図りたいと考えているところ
でございます。

担当者によりますと、今後は返礼品
数を現在の45品目から33品追加するこ
とを当面の目標としておりますが、将

来的には100品目に増やす方向で考
えているところです。

また、令和7年度からは、現地決済
型のふるさと納税や企業版ふるさと納
税にも本格的に取り組む予定としており
ますので、新たに2つのサイトを追加
したことであります。

一般質問

横川 正議員

Q1 知夫里島開発(株)の経営改善について

第三セクター・知夫里島開発(株)
の直近の決算書によると、年間売
上高4100万円に対して、必要
経費は6000万円で、営業損益は
1900万円の赤字経営です。この赤
字経営の状態を改善するためには、売
上高を伸ばしながら経費を削減する方
法しかありません。

現在実施している、または今後考え
ている売上高を伸ばす方法を伺います。
また、必要経費を削減する方法を伺い
ます。

さらに、繰越損失額は4200万円
となつておりますが、この巨額な損失
額をどのようにして改善していくつも
りなのか伺います。

村長

知夫里島開発（株）の令和5年度の決算は、年間売上げ411.8万円に対し、経費を差し引いた営業損益が191.3万円の赤字経営となっておりますが、これに村からの活動支援金を含めた営業外収入を加えた令和5年度の決算は、30.8万円の黒字となっております。

令和5年度は、改修工事等の影響から宿泊制限が掛かった時期等があったことから、宿泊者数が減となり売上げ減少に繋がったものと考えているところです。

今春以降には「セントラル・キッチン方式」による食事提供を開始することとしておりますので、改善が図れるのではと思っております。

確かに、「セントラル・キッチン方式」は、原材料費が、これまでに比べて高くなると思われますが、料理長含め調理スタッフの人件費分の削減が図れますので、経費の大幅削減に繋がるものと思っております。

また、私が社長を務めさせて頂いてからでも料理長が5〜6名変わっております。

この事は、ホテル知夫の里の厨房は、業務がハードである上に職業上、休暇取得が難しいことや、ホテルの規模を考えると料理人を複数抱えることが難

しいことが大きな要因ではと分析しているところ です。

従いまして、そういった観点からも、ホテル知夫の里を維持・継続するには、今までどおりの手法ではいずれ存続自体が難しくなると考え、人員を極力抑えた「セントラル・キッチン方式」の採用を目指したところです。

いずれに致しましても、年間売上げを伸ばし実質的に黒字化することが望ましいのは当然のことではありますが、今までどおりの運営方法では赤字体質からの脱却は難しく、場合によっては、今まで控えていた村からの指定管理料の支援を考える必要性が生じる可能性があります。

があり ますので、今回、その前に出来ることとして、この方式を取り入れるところでございます。

Q2 村長選挙の際の公約の実施について

昨年11月の村長選挙に際して、重要施策と称する下記の内容のハガキが届

きました。たいへんすばらしい内容と評価します。

しかし、種々の現状を踏まえると、その実施・実現については一朝一夕に実現できる簡単なものではないと理解しています。

表明された重要施策の一つ一つ（①定住促進と人材確保、②地場産業の振興と新たな職場創出、③医療・福祉・教育の充実、④子育て世帯への支援強化、⑤交流人口拡大による外貨の獲得増）について、その具体的な実施方法を伺います。

村長

今回の選挙において掲げました5つの公約は、今後の知夫村の維持・振興を目指す上には取り

り組むべき施策だと考えております。私は、村民の皆様方にお示した全ての公約実現に向け、全力を挙げるところでございますが、全て実現できると

いう断言は現時点ではできません。ただ、それに向かって尽力することが間違った選択とは思っておりません。また、仮に出来なくとも、次に繋がる道筋を示すことが出来ればと考えるところでございますので、ご理解頂ければと思います。

一つ一つの具体策については、説明が長くなりますので此処では申し上げます。

せん。

いずれにいたしましても、施政方針の中でも申し上げました各施策を基本に、実現に向け取り組む所存でありますので、ご理解賜ればと思います。

一般質問

川本息生議員

Q1 定住支援について

定住支援として特に結婚祝金制度についてお伺いします。結婚祝金を一律で渡すのではなく、進学時ごとにライフステージにあったタイミングで祝金を分割的に渡す制度への変更が更なる定住促進に有効と考えます。

知夫村では、結婚から妊娠出産までの補助が厚く妊娠出産までに関しては十分に不安なく過ごせる状況ですが、そこから高校進学までの支援策は国からの児童手当、医療費無償化ほどでそれほど手厚くはありません。UITAの方にはこの島で結婚し子育てをしたと思ってもらうには、これから生まれてくる子供が高校または大学に行くまで安心して村の支援を受けられることが重要です。定住促進をはかるための結婚祝金なのであれば制度変更が望

ましいと考えますが、どうお考えか村長の意見を伺います。

村長

定住支援についての結婚祝金制度につきましては、令和4年3月議会において、これまでの100万円から30万円に変更しているところであります。

それまでは、定住支援の一環としての要素が強かったこともあり、当時の現状を踏まえて額の変更をさせて頂いた経緯がございます。

現状の30万円の祝金においても定住支援の要素もございしますが、人口の少ない本村において、結婚は島に明るい話題を提供するとともに、新たなステージを迎えるお二人の門出を島全体でお祝い、末永く幸せな家庭を築かれることを祈念すること、そしてこれからの知夫村を担う世代への激励の意味を込めた制度と解しているところであります。

従いまして、川本議員からのご提案につきましては、この制度本来の趣旨とは相いれないところがあると考えるところであります。

しかしながら、現在、国や県において「出産・育児・子育て」をはじめとした支援制度が創設されておりますし、これからも新たな支援制度が出来るも

のと思われます。

今、国会で審議されている高校の授業料無償化や学校給食の無償化等の制度が決定すれば、村としても相応の制度を設けて支援充実を図ることになるかと思えます。

また、村の支援制度には、児童手当や医療費無償化、保育料無償化等の国・県の事業の他にも、村独自で育児奨励金や0歳児から3歳児までの保育料無償化等があり、県内自治体の中でも充実した支援制度を持つ自治体だと思っておりますが、川本議員ご提案の一律的な祝金ではなく、それぞれの実態に合った活動等への支援、援助に充てた方が現実的ではないかという指摘も理解できますので、今後、皆様方のご意見・ご提案をお聞きしながら、子育て支援及び定住支援に関係する各課で協議・検討したいと思うところでございます。

Q2 ジオパーク負担金について

知夫村は隠岐ジオパーク推進機構に負担金として毎年500万円ほど支出をしておりますが、負担金を出している以上、知夫村への隠岐ジオパーク推進機構の活動の費用対効果が適切か確

認する必要があります。

そのための報告や調査等の確認ができていないのか伺います。もし負担金と隠岐ジオパーク推進機構の活動の費用対効果が見合っていない場合、負担金の増減額にむけて村からの働きかけは可能であるか、またその意思は今のところあるのか村長の意見を伺います。

村長

前身のジオパーク推進協議会の時を含め、現在の世界ユネスコ隠岐ジオパーク推進機構が構成されてから10年が経過しております。

私も川本議員同様、この機構が構成されてからの負担金の使途や考え方等について疑問に思うところがあり、10年という節目を迎え、今一度、見直す必要があるの思いから事務局に対し、昨年末に「負担金の考え方」や「推進機構と各町村の観光協会が取り組む事業のすみ分け・整合性が執られているのか?」、「相互間の意思の疎通が図られているのか?」等について問題提起したところでございますが、あまり納得のいく回答ではございませんでした。

ご質問の「費用対効果について」でございますが、この点につきましては、ハッキリとした答えを出すのが難しいというのが本音でございます。

推進機構では、PR活動等の旅前に

係ることや観光に関する問い合わせの一本化やネット予約システムの整備等といった「共通の着地点整備」に取り組んでいるのに加え、入手した観光客情報の分析結果を活用した事業展開を行っている。

この中に「ネット予約システムの整備」というものがございますが、これを活用して隠岐諸島に訪れた人は、前年度と比べて67・5%増加しております。

近年、本村を訪れる人が増加した要因が「ネット予約システムが要因なのか? 村の観光協会の努力が実ったものなのか? それぞれの努力が相まった結果なのか?」数値として表しづらいこともあり、費用対効果がどうかといわれると難しいところでございます。次に「負担金の増減について申し入れが出来るかどうか?」という点でございますが、申し入れは出来るかと考えています。

ただ、私どもが出席する理事会の前に、幹事会や機構サイドと4島の観光協会責任者等で開かれる会議の場で、推進機構側から示された事業計画・予算案が協議され、決定されているところでもあります。

私は、広域的な事業を展開する場合、構成自治体の関係者の意見を吸い

上げた上での事業であるべきと考えておりますので、推進機構に事業計画を練る段階で4島の観光関係者の意見を聞き、推進機構が実施する事業と、4島の観光協会が担う事業・役割をすみ分けた事業計画・予算編成を行うよう申し上げたところでありますので、今後の動向を見させてもらえればと思うところであります。

一般質問

石橋 良行 議員

Q1 ホテル知夫の里の運営について

村長は、3期目の所信表明で、観光に力を入れた旨の発言をしていますが、それには、宿泊施設であるホテル知夫の里の充実が、必須条件だと思います。しかし、営業状態がおぼつかず、土日・祝祭日の営業はしないとのこと、これから観光シーズンを迎え、里帰りをする人もいるのではないかと推察されます。

フルに営業するのは、いつ頃を予定しているか。また、従業員の募集・採用はどのようなになっているか。

今後ホテル知夫の里をどの要に運営・活用したいと思っているのか、ま

た、レストハウス神島の営業は、いつから、どのように、営業する予定か。村長の考えをお伺いします。

また、隠岐圏内で「セントラルキッチン方式」を採用しているホテルは、どの程度ありますか。

村長

ホテル知夫の里の運営状況につきましては、先ほどの山本議員への答弁のとおりでございます。

職員体制につきましては、現在2名となっていることから土日営業は困難と判断し、現在の営業体制となっております。

先日、パート職員の採用が決まったほか、多方面に協力を依頼し、数名の方の協力を得ることが叶いそうですので、正確な日時は申し上げられませんが、4月上旬には通常営業に戻せるものと思っています。

しかしながら、ゴールデンウィークや夏の繁忙期を考えますと、他にも、あと2〜3名の従業員補充が必要と考えておりますので、引き続き職員確保に努める所存であります。

次に、「隠岐島内でセントラルキッチン方式を採用している所が在るかどうか？」という点につきましては現段階ではないと思いますが、全国的に見

ますと大手リゾートホテルや全国展開をしているホテル業者は、この制度を導入しているようですので、ホテル知夫の里でも成功の可能性は大きいと考えているところであります。

Q2 空き家・廃屋対策について

空き家の問題は全国的な問題であり、国も平成26年「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、その対策が出来るようになりました。

しかし、強制執行が可能になったとはいえ、費用の問題、持ち主との連絡等もあり、速やかに取り壊しが進むという訳にはなりません。危険な状態にある空き家であるにも関わらず、その近隣も空き家、その村道を使用するのは、年に数回と思われま。生活道路でない道を使用するのは、彼岸・盆・十夜・法事等、その前の掃除を含めて10回程度で、地域の人も、その上の墓参りに数回だろうと思われま。

景観に影響なく、生活にも困らないような場所が対象となりうるのか。これまで通り所有者の責任のもと何もせず、時の流れに任せるのか。村長は、この特別措置法の推進について、どのように評価し、どう運用していくのか、

お伺いします。

村長

空き家問題は全国的な課題となっており、本村においても対応が求められている重要事項であることは認識しております。

村と致しましては、令和元年に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家の実態調査を行い、未使用家屋68件、特定空家46件という結果を得ましたので、翌令和2年4月に知夫村空家等対策計画を策定し、空家等対策協議会を設置して対策を始めたところで。

また、令和3年度からは、そうした特定空家等の除去を促すという考えから不良空家除却事業補助金制度を設け、公募を開始し、これまでに5軒の不良空家を除却したところでございます。

現在も、空家特措法に基づき、危険空家の除去についての適切な対応を模索しておりますが、同法を適用するには該当する家屋を「特定空家等」に認定し、所有者等への指導・助言を行った後、改善が認められなかった場合は相当の猶予期間を付して勧告・命令の順で実施し、それでも除去等の改善がなされなかった場合に行政代執行の手続きに入るとい流れで、実施するこ

とは可能ですが、実際には、それぞれの措置を実施する該当家屋の所有者等の特定が困難な場合が多いことや、行政代執行後に生ずる除去費用等の請求先の問題等がございます。また、村としてもその対応に当たる職員確保が難しい状況にあることも課題としてあり、最終的な判断には至っていないところでもあります。

ちなみに、この流れの中で勧告した後、改善がなされなかった場合は固定資産税の宅地並み課税の適用から除外されますし、命令した際に改善がなされなかった場合は50万円以下の過料が課されることもあり、該当家屋の所有者・義務者がどう判断されるかを考えると、やはり最終判断を下すのに躊躇するところがあります。ご理解頂きたいと思います。

ご指摘の空き家については、生活道路としての利用頻度が低いことや景観・生活環境への影響が限定的であることなどの判断から、現行の法律の枠内では直ちに特定空き家等に認定し、行政が強制的に対処することは難しい状況にあります。しかしながら、こうした建物が増えていくことは本村としても懸念しております。

また、空家特措法の現行制度では対応が難しい場合もございますので、よ

り柔軟な対応が可能となるよう、国などに對して制度見直しや支援策拡充を要望して参りたいと考えております。

いずれに致しましても、この空き家問題は、今後、深刻化が益々進むものと考えますので、それを見据えた適切な施策の検討を深めると共に、適切な運用が図れるよう取組んでまいり所存でございます。

ご理解・ご協力の程、宜しくお願い致します。

一般質問

並河 孝成 議員

Q1 ホテル知夫の里について

一月の回覧でホテル知夫の里の営業がしばらくの間、平日のみとするお知らせがありました。

これから暖かくなり、行楽シーズンに入ります。島内外に向け、島唯一のホテルとして、お客様サービスが期待されることです。復活のため、現在の取り組みをいつまでの目処としているのか、村長に伺います。

村長

現在の「ホテル知夫の里・再生」に向けた取組については、

これまでの各議員のご質問にお答えしたとおりでございますので省略させていただきますと思います。

加えて申し上げるならば、今後の取り組みの一つとして、令和7年度の当初予算案に観光客誘致や受入れ体制の整備、そして観光産業に携わる人材の確保、地場産品を活用した食の開発等による地域活性化を図る事を目的に、総務省の補助事業にある「地域プロジェクトマネージャー事業」に取組むこととしております。

なお、先ほど申し上げました「受け入れ体制の整備」には、ホテル等の宿泊施設整備も含まれておりますので、その中で再生に向けた取組みを進めたいと考えております。

Q2 上下水道管の管理・修理状況について

埼玉県で下水道管腐食による道路陥

没のため、今なお運転手が地下に閉じ込められている痛ましい事故が起きました。本村でもこのような事故が起こりかねません。道路でも所々に新しいアスファルトの継ぎ目を見かけます。人目に付きにくい所や山側の寺、お墓等にも水道が通っております。年間を通して水道管の漏れは起こります。

行政として上下水道管の管理・修理状況はどうか。お伺いいたします。

村長

簡易水道については、平成28年度から耐震改修計画を立て、郡浄水場、松養寺にある中央配水池等の工事を行い、すでに終了しているところです。

現在は、仁夫地区の配管布設替工事を実施しているところで、これが終われば、大江、郡、多沢、薄毛、来居、古海の順で布設替工事を実施する予定となっておりますので、工事期間は、実施中の5年計画と次期5年計画の併せて10年となる見込みでございます。

次に、下水道についてですが、平成30年度から長寿命化計画により、下水処理場、中継ポンプなどの設備を中心に入替工事を行っているところです。今後の予定としては、敷設してある配管の入替工事を実施する予定となっております。

ただし、工事にかかる経費がかなり大きくなりますので、主な財源となる「国・県交付金の配分額が、どの程度措置されるのか?」、また「村が発行する起債がどの程度になるのか?」等の事情によって進捗状況が変わりますので、お含みおき頂ければと思います。

※紙面の都合上、質問および答弁の内容を一部省略しております。詳細については、議会事務局で閲覧ができます。